

上郡町ふるさと納税中間支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

上郡町ふるさと納税中間支援等業務委託

2 業務目的

上郡町では、ふるさと納税制度を活用して本町の魅力や政策を発信し、本町の取組に共感し応援していただける寄附者を増やすとともに、本町特産品等のPRや地域経済の活性化を図る取組を進めている。

本業務は、本町へのふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報等の管理、返礼品等の発注・配送管理、寄附金受領証明書等の発送、新規返礼品の開発・提案、問い合わせ対応、本町の魅力発信に繋がる広報などの多岐に渡る業務について、民間事業者が持っている体制やノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進めることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料等

寄附金額に対する単価契約とし、委託料の上限は寄附額の8%（消費税及び地方消費税相当額を除く）以下とする。なお、当該委託料には、返礼品代、返礼品送付費用、寄附金受領証明書等発送費用、本町が契約している寄附受付サイトの手数料及びクレジットカード等決済手数料を含めないものとする。

なお、委託料と支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

5 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争ではなく、専門的な知識・経験等を有する業者から広く提案を募集し、プレゼンテーションによって提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

6 参加資格

本プロポーザルへの応募者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。
- (2) 租税公課の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。
- (7) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。
- (8) 過去 3 年間（令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月まで）において、他自治体で上郡町ふるさと納税（上郡町ふるさとづくり応援寄附）業務委託仕様書に掲げる業務内容と類似の業務経験があり、かつ、当該受託期間において単年度（4 ～ 3 月）寄附金額 3 億円以上の実績を有していること。

7 実施スケジュール

内容	日程	備考
① 実施要領等の公表・公募開始	令和 6 年 12 月 10 日(火)	町 H P に掲載
② 質問書の提出期限	令和 6 年 12 月 13 日(金) 午後 5 時	電子メール
③ 質問に対する回答の公表	令和 6 年 12 月 16 日(月)	町 H P に掲載
④ 参加申込書等の提出期限	令和 6 年 12 月 17 日(火) 午後 5 時	持参又は郵送
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和 6 年 12 月 20 日(金) 午後 5 時	持参又は郵送
⑥ プレゼンテーション審査	令和 6 年 12 月 23 日(月)	
⑦ 審査結果の通知	令和 6 年 12 月 24 日(火)	電子メール
⑧ 契約締結	令和 6 年 12 月 26 日(木) 予定	

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

8 公募の方法

令和6年12月10日（火）から令和6年12月17日（火）までの間、上郡町ホームページ等に情報を掲載し、公募を行う。

9 質疑・応答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出方法

「質問書（様式第4号）」により電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和6年12月13日（金）午後5時まで

(3) 提出先

上郡町地域振興課

メール：chiiki@town.kamigori.lg.jp

※メール件名は、「【質問書】ふるさと納税業務委託（事業者名）」とし、メール送付後は、必ず受信確認の連絡をすること。

電話：0791-52-1162

(4) 回答方法

質問及び回答は、令和6年12月17日（火）までに上郡町ホームページに随時掲載する。

10 提出書類等

(1) 提出書類

書類名称	様式	提出部数
① 参加申込書	様式第1号	1部
② 会社概要書	様式第2号	1部
③ 関連業務実績調書	様式第3号	1部
④ 企画提案書	様式は自由（用紙サイズ：A4判）	5部
⑤ 見積書	様式第5号	1部

【提案書の作成方法】

- ・提案書はカラー印刷。様式は自由とする。
- ・表紙を含みA4判で20枚以内（両面印刷可）にまとめ製本すること。
- ・内容は、提案書は別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された

項目順で記載し作成すること。

《 提案書記載項目 》

	内 容
項目 1	基本的事項、会社概要 など
項目 2	類似業務受託実績、他自治体における受託実績及び寄附件数、金額 など
項目 3	中間事業者としての業務内容と対応範囲。管理システムの利便性提案。自社の強みと他社比較 など
項目 4	寄附額増加策。サポート体制（寄附者へのお礼品発送等・各種問い合わせ対応、返礼品提供事業者の開拓・サポート内容・新規お礼品開発） など
項目 5	セキュリティ体制、個人情報の適正な取り扱い など
項目 6	業務開始に向けたスケジュールの提示 など
項目 7	その他（自由提案）、PRポイント など

(2) 提出期間 令和 6 年 12 月 13 日（金）～令和 6 年 12 月 20 日（金）

※上記期間のうち、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法 持参又は郵送とし、提出期間必着とする。

(4) 提出先

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

上郡町地域振興課（上郡町役場第 2 庁舎 1 階）

(5) 留意点

①提出された書類は返却しないものとする。

②提出後の追加、修正は提出期間の間に限り認める。

11 選定及び結果の通知

(1) プレゼンテーション実施日

令和 6 年 12 月 23 日（月）（※詳細は、後日通知する。）

(2) 実施場所

兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地 上郡町役場内

(3) 実施内容及び時間（予定）

1 者につき、30 分以内とする。

機材等の準備及びプレゼンテーション：20 分以内

質疑応答：10 分以内

(4) プレゼンテーション方法

プレゼンテーション審査は、参加表明書の受付順に実施する。

プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル及び電源タップは本町において用意する。パソコンは参加者が用意すること。

(5) 審査項目及び評価基準

プレゼンテーション審査において【審査基準】に基づき内容を審査・評価し、合計得点（100点満点）の70点以上で、最高得点の参加者を受託候補者として選定する。

審査結果は、全ての参加者に対し、令和6年12月24日（火）に電子メールにより通知する。なお、審査結果に対する採否理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

なお、審査は全て非公開とする。

【審査基準】

評価項目	配点
他自治体における類似業務の受託実績があるかどうか。	20点
中間事業者として管理システムを含む業務に十分な対応が可能か。委託に伴い町職員が行う業務は最小限となっているか。	30点
寄附者、返礼品提供事業者への十分なサポート体制があるか。また、寄附額の増加策が効果的かつ現実性のあるものとなっているか。	30点
業務開始に向けたスケジュールが現実性のあるものか。セキュリティ体制、個人情報の適正な取扱いが可能となっているか。	10点
見積金額が適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。	10点

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

13 契約締結

受託候補者との契約内容に関する協議が整い次第、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約の手続きを行うものとする。
その際、受託候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

14 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消しをすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を上郡町に請求することはできない。
- (2) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、上郡町情報公開条例（平成11年条例第11号）に基づき、開示する場合がある。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。

15 問い合わせ先

上郡町地域振興課

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地

電話：0791-52-1162

Mail：chiiki@town.kamigori.lg.jp